

開会 午前 8 時 56 分

○18 落合議会事務局長

互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立をお願いいたします。相互に礼。ご着席ください。本日西下委員長と鈴木直博議員は欠席です。それでは副委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。

○9 番小林博文副委員長

改めましておはようございます。分科会長が体調不良ということで、私の方で進行させていただきます。最近コロナでもインフルエンザでもない風邪が流行っているということで、コロナで感染対策をしましたので、いろんなウイルスに対して免疫が落ちているといわれておりますので、皆さんこれから年末年始にかけていろいろな行事があると思いますので、体調管理には気を付けてもらいたいと思います。それでは始めさせていただきます。

○18 落合議会事務局長

ありがとうございました。それではこれより先の進行を副委員長お願いいたします。

○9 番小林博文副委員長

はい。それでは、ただいまの出席委員数は 15 人です。菊川市議会委員会条例第 16 条の規定による定足数に達しておりますので、一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。それでは、審査事項に入ります。12 月 8 日に本特別委員会に審査を付託されました議案第 93 号令和 5 年度菊川市一般会計補正予算第 4 号を議題とします。この議案は 12 月 8 日に各分科会で審査いただきありがとうございました。本日は、それぞれの分科会長から審査内容の報告および質疑を行い、自由討議、採決により特別委員会としての結論を出したいと思います。なお、質疑については自身が所属しない分科会の質疑に限りお願いいたします。また、分科会内での審議内容については、会議録で確認をお願いしておりますので質問しないこととなっています。議事進行へのご協力をお願いします。それでは、議案第 93 号令和 5 年度菊川市一般会計補正予算第 4 号を審査します。初めに、総務建設分科

会の報告を行います。坪井総務建設副分科会長から審査内容をご報告ください。

○3番坪井仲治副分科会長

一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会報告。12月8日の本会議において一般会計予算決算特別委員会に付託された、議案第93号「令和5年度菊川市一般会計補正予算（第4号）」のうち、本分科会の所管事項について、12月8日に行った審査内容を報告する。令和5年12月20日菊川市議会一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会長西下敦基。

総務部主たる質疑。

「職員給与費、財政課の職員給与費が他の課に比べて、職員手当等の金額が多いが、その要因は」との問いに、今回、時間外勤務手当として250万円、期末勤勉手当として48万2,000円を計上しており、時間外勤務手当の増額分が他の課に比べて多くなっている。時間外勤務手当の増額の理由としては、財政課には財政係と資産経営係があるが、財政係においては2年ごとに受検する交付税検査の該当年であることに加えて、県から指定された検査日がほかの業務の繁忙期と重なったことから、受検資料の取りまとめや事後の対応に、時間外勤務による対応を要する時間が多くなった。また、資産経営係においては、金融機関から令和6年度以降の公金納付に係る各種取扱手数料の有償化、増額の要望を受けており、窓口手数料に係る市の負担を軽減していくために、今までの行政改革に代わるような取組として位置づけた行政課題達成プロジェクトの「税交付金における口座振替及び電子納付の推進に係る方針」の策定にスピード感を持って取り組む必要が生じた。さらに、火剣山キャンプ場に新たに指定管理を導入するということに伴い、指定管理者選定委員会の業務量が増加したことなどで時間外勤務による対応が多くなり、時間外勤務手当の増が見込まれ、これに係る分を今回補正したため金額が多くなっている。との答弁であった。

「防犯対策推進費、市有防犯灯の修繕箇所とその内容及び点検方法は。今年度末までの取替修繕の予測は」との問いに、今回の修繕箇所は、菊川市沢田地内の新幹線ガード下に設置している市有防犯灯で、修繕内容は、LED防犯灯及びスイッチボックスの取り替えである。防犯灯については、自治会等から不点灯の連絡が入った時に電気工事事業者と現地確認を行い、故障が確定した段階で修繕を行っている。令和5年度の11月末現在、引き込み線修繕及び撤去の2件を実施し

ている。点検方法については、事後保全方式をとっているが、腐食等で落下した場合には事故につながるため、定期的に見回るように今後検討していく。今年度末までの取替修繕予測については、過去の修繕状況が、令和2年度6灯で23万1,957円、令和3年度1灯で1万9,800円、令和4年度4灯で28万5,450円となり、年度によって修理件数や防犯灯の種類によって修繕料にばらつきがある状況となっているため、必要に応じて補正予算を計上していく。との答弁であった。

企画財政部主たる質疑。

「広報広聴費、広報印刷製本業務の債務負担行為限度額の算出根拠は」との問いに、広報印刷製本業務の債務負担行為限度額の算出根拠について、現時点ではページ数や発行回数、色などの条件は今年度と同じものを予定している。発行部数は今年度よりそれぞれ100部増を予定している。広報菊川は現在1万5,900部を1万6,000部に、くらしの便利帳は1万5,600部を1万5,700部とする予定である。これは世帯数の増加に伴い各戸への配付部数も増えていることによるものである。金額についてはこの条件で過去に当市の広報印刷製本業務を受け負ったことがある印刷業者3社から参考見積を徴収している。その金額を比較して、3社のうち中間の金額を提示した事業者の見積金額を参考にして債務負担行為の限度額を設定している。との答弁であった。

「菊川市魅力発信事業、魅力発信事業業務委託料19万8,000円の委託内容は何か。また、今後のスケジュールは」との問いに、委託内容について、本業務は市制20周年記念事業のオープニングを飾るシンボル事業として、本年10月1日に、菊川中央公園で開催した「茶畑の中心で愛を叫ぶ～菊川チャバチュー」を茶産地菊川らしく、令和6年度の春の新茶シーズンに実施するための業務委託料である。イベントの開催に先立ち、本業務の企画運営に係る協力者を得るためのコーディネート業務、関係者間の調整や参加者募集に係るチラシ、会場装飾品等の制作などの開催準備業務、イベント当日の運営管理までの業務一式を委託するものである。開催時期を4月から5月上旬頃に予定しており、イベント企画から参加者募集に向けた周知までの業務を本年度内に完了させる必要があるため、債務負担行為と併せて令和5年度中の必要経費として、企画会議の開催費用とチラシの作成費用を令和5年度の予算として補正予算に計上した。今後のスケジュールは、まず本年度中に企画の検討や運営に係る協力者の確保に向けた周知や協議等を実施

し、イベントの周知や参加者を募集するためのチラシを作成して各種媒体を活用して情報発信を行う予定である。そして、令和6年度に入った段階で開催に向けた各種の準備を進めていく予定である。との答弁であった。

生活環境部主たる質疑なし。

建設経済部主たる質疑。

「社会資本整備総合給付金事業道路橋梁長寿命化、補修工事の内容は。今後の同様の施設で現状把握、健全性の判断、措置、長寿命化の対象となる工事場所とその優先順位は」との問いに、補修工事の内容については、今回の補正は耳川橋歩道橋の補修工事で、歩道の下面に足場を設置し、桁の補修、塗装の塗り替えを予定している。同様の施設での現状把握、健全性の判断、措置、長寿命化の対象となる工事場所と優先順位については、定期点検による評価結果に基づき、現状を把握し、健全性の判断、措置について、毎年度、個別施設計画を修正し、補修が必要となる橋梁について同計画に反映し、長寿命化を図っていく。現時点で次年度優先して補修を行う予定の橋梁は4橋となっている。との答弁であった。

「債務負担行為 道路舗装補修、舗装面の老朽化による表層の剥離や穴等の修繕工事事業に債務負担行為として400万円計上されており、追加補正の適用はできないか」との問いに、この400万円は、4月、5月分として毎年、債務負担をかけて200万円ずつかかるということで債務負担行為をかけている。国の補正とは関係なく、通常、毎年当初予算に上げている中の債務負担行為となっている。との答弁であった。

「水稻振興費、ジャンボタニシの被害拡大防止支援補助46万4,000円の減額理由と、今後の駆除支援の在り方は」との問いに、減額理由について、当初予算時にはJAや市内の薬剤販売店の前の年度の販売実績から算定しているが、本年度の実績を確認したところ、昨年度の実績よりも減少していたことが減額の要因となっている。販売数量が減少した理由は、冬季の気温が比較的低いという気象条件により発生が少なかったということ。それから、この駆除事業が開始してから3年がたち、農業者の方たちの散布のやり方が定着したということと捉えている。今後の駆除支援の在り方については、昨年度の被害の大きかった圃場やその周辺の圃場で被害が減少していることや、新しくこの事業を活用した方も増加している状況であり、この薬剤購入補助を続けていきたいと考えている。一方で、薬剤

購入者数と市の補助金の申請者数に差があり、薬剤を購入していても申請をされていない方がいるため、引き続き J A や市内販売店と協力して、購入者に対してこの補助金の活用の提案を行うとともに、申請手続の見直しを図りより多くの方が事業活用できるように取り組んでいきたいと考えている。との答弁であった。

議会事務局主たる質疑なし。

監査委員事務局主たる質疑なし。

消防本部主たる質疑。

「消防団員報酬費、169 万 2,000 円の減額理由は」との問いに、消防団員報酬の内訳については、分団長、部長、班長などの階級に応じた額を定額で支払う年額報酬と、災害出動や訓練などの出動回数に応じて支払う活動報酬がある。今回の補正は年額報酬について、当初予算要求時には消防団員数を見込みの人数として予算化していたものが、年度末までにおおむねの確定人数が見込めたことから、当初予算額との差額について減額するものである。現時点における菊川市消防団の団員数は、年度当初から 11 月末までに女性消防団員 1 名を含む 7 名の新入団員の追加加入があり、年度当初 262 名だった団員数は、現在 269 名となっている。との答弁であった。

自由討議。職員の時間外勤務について。

昨年度、時間外手当の調査をした結果、12 月補正が約 800 万円で 10 課上がつていたが、今回の補正では、その数が 3 課に改善された。しかし、当初予算の組み立て方は、事業予測をもう少し反映したものにするべきである。

時間外勤務の抑制、縮減対策は職員の健康管理もそうだが、一人の残業によって照明や暖房で電気使用量が増加することも考慮しなければならない。上限の目安の設定や具体的な縮減対策に取り組む必要がある。

新しい事業を実施する場合には、読み切れないところがあるようだが事業内容の把握をする時間をしっかりとれるような体制にしなければならない。余裕を持たせるために自治体の D X の推進を積極的に採用していく事が必要ではないか。

業務応援の検討や勤務中の時間外の平坦化などは可能であり、定員管理計画の見直しを含めて時間外勤務が少なくなるように努めてほしい。

どこの課も大変であり、業務量を減らしていくことを考えていかなければならない。事務事業評価等であまり力を入れなくてもいいと思われる業務については

削減するなど議会として提案していくべきである。

水稻振興費について。

ジャンボタニシの薬を買っているが、数千円のために申請する手続きが面倒で申請していないという方が身近にいる。利用者から見ると煩雑な手続きをわざわざ市役所にしに行くというのは、二の足を踏む原因になっているようであるので、手続きの簡素化をやっていただきたい。また、小さく田んぼやっている人は数千円だが、大規模化した田んぼを耕している人に上限5万円は少額という印象も受けた。見直されるということで、手続の簡素化と上限の緩和を検討いただきたい。

申請が大変であるならば、薬剤が1,000円なら買うときは900円とかで買えて、100円分は市が裏で負担するなど、ある程度市がその分を確保できる業者と話をしていくような方法の方がより活用されるのではないか。自動的に引かれるような形を行政のほうで検討していただきたい。

農業者が買ってから申請するのではなく、販売業者が申請するような対応ができればいいのではないか。

消防団員報酬費について。

今、団員が少なくなっており、団員の勧誘の業務や危険な作業もあって大変であるため、菊川は他市よりも待遇を良くするなど、何かメリットがあるようにしていただきたい。

債務負担行為について。

債務負担行為がいくつか出ているが、本来は総計予算主義が基本である。請負工事を実際に当初予算事業として組むと、6月までは入札執行等の都合で、事業の発注ができない。それをなくすためには、簡単な事業として市内の業者ができる工事を繰越明許でもいいし、債務負担をかけて4月からすぐにでも事業を行えるようなことを考えていく必要があるのではないか。また、債務負担行為の設定時だけでなく、予算を計上したときにしっかりと審査を受けることが本来の形だと思う。

債務負担行為では番号と期間と事業名と概要と限度額しか表記されていない。これに詳細を追加して、どういった積算によりこの金額になったかなどを事業書に明文化していくべきではないか。以上です。

○9番小林博文副委員長

報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございますか。15 番内田委員。

○15 番内田隆委員

15 番です。この報告書にはないんですけど、議事録の中で水道料、都市公園の水道料で 11 万円が出ていて、多分指定管理の範疇だと思うんですけど、指定管理の中でどんなことが契約されているかわからないんですが。まず一点目は、そういうことを見守ることが指定管理の中にあっただのかなかったのか。二点目は、光熱費みたいなものは指定管理とは別に動いているのか。この二点を確認させてください。

○9 番小林博文副委員長

3 番坪井副分科会長。

○3 番坪井仲治副分科会長

指定管理の委託の中に、使用料の増減については、どなたか存じ上げている方いますか。実際これ指定管理者に過失が、過失割合だと思うんですが、その水洗トイレが水が流れっぱなしで水道料が 11 万円分多くなったということだったんですが。その過失割合によって、委託契約の約款の中に、たぶん過失がある場合には水道使用量の増額分を負担をするとなっていると思うんですが。そんな答えでよろしいですかね。

○9 番小林博文副委員長

答弁が終わりました。再質疑ございますか。15 番内田委員。

○15 番内田隆委員

あの、急に言ったもんで申し訳なかったですけどね、本来そのところがルール上あるのなら、その中でもし過失割合にかかるのなら、どうなのかっていう話がある。もう一つは、指定管理の中で、管理委託をしている中でそういうことも含まれているのか含まれていないのかということをもた確認をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○9 番小林博文副委員長

答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいでしょうか。

次に、教育福祉分科会の報告を行いますので、進行を「坪井総務建設副分科会長」と交代します。

○3番坪井伸治副分科会長

それではここから私が進行させていただきます。小林教育福祉分科会長から審査内容をご報告ください。

○9番小林博文副委員長

はい。9番小林です。一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会報告。12月8日の本会議において一般会計予算決算特別委員会に付託された、議案第93号「令和5年度菊川市一般会計補正予算（第4号）」のうち、本分科会の所管事項について、12月8日に行った審査内容を報告する。令和5年12月20日菊川市議会一般会計予算決算特別委員会教育福祉分科会長小林博文。

生活環境部主たる質疑なし。

健康福祉部主たる質疑。

「人権・地域改善推進費、故障したばっ気ブロワの設置場所と運営状況の説明を」との問いに、該当するコミュニティプラントは、昭和58年度からの国の地域改善対策事業により、奥之谷地内に設置したもので、故障したばっ気ブロワは施設のポンプ室に2台設置され、交互運転をしてきた。当施設は奥之谷自治会全戸が加入する奥之谷し尿処理施設組合により管理されており、保守点検などの維持管理費や、光熱費の運営にかかる費用は、全額組合員による負担金により賄われている。なお、地内に協和会館があり、市でも分担金として、年間4万5,600円を支出している。この施設は、昭和60年3月に行政と組合とで締結された覚書で、被災や老朽化による工事の必要が生じた場合は、行政側で工事を実施する旨が記載されていることから、今回補正を計上した。との答弁であった。

「障害児通所支援費で、放課後等デイサービス費、利用人数の増は一人当たりの利用回数が増えたのか、または新規利用者が増えたのか」との問いに、利用状況の人数は、支給決定人数で152人から181人に増加しているため、新規利用者が増えている。また、利用回数は、月平均で1,928回と見込んでいたところ、2,405回となり、一人当たりで計算して12.7回程度を見込んでいたところ、13.3回となったため、利用回数及び新規利用者の両面で増加していると考えている。との答弁であった。

こども未来部主たる質疑。

「保育事業費（保育支援）、廃止される保育対策総合支援事業費補助金について、保育事業者のニーズの状況について伺う」との問いに、この補助金は、令和3年度から実施しており、保育所等が行う新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を補助するものである。新型コロナウイルス感染症が、本年5月に感染症法における5類感染症に移行したことにより、既存の国の補助金が廃止された。現在、市内の幼保施設では、新型コロナウイルス感染症を特別扱いしているわけではなく、一般的な感染症対策と同様に扱っており、感染状況は昨年度と比較し大きく減少している。また、近隣市においても国の補助制度の廃止に伴い、補助金を廃止している。このような状況から、本市においても補助金を廃止する判断をした。事業者の費用負担がなく、補助額も大きな補助金で、事業者のニーズはあるが、補助金の廃止について各園長に説明し、理解を得ているものと考えている。との答弁であった。

「地域子ども・子育て支援事業費、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査業務の発生時期及び内容の見直しに伴う減額理由は。また、こども計画に伴うアンケート及びこども計画について、これまでのアンケートや計画との違いを含めて内容を伺う」との問いに、当初、令和6年度までが計画期間となっている第2期子ども・子育て支援事業計画の第3期計画策定のためのアンケート調査業務を、今年度に発注する計画であったが、こども家庭庁の発足、こども基本法の施行、異次元の少子化対策、こどもまんなか社会、こども大綱の策定などといった目まぐるしい国の動きの中で、都道府県や市町村において、こども計画を策定する必要性が生じている。こども計画は、これまで国が別々に作成・推進していた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元化に定めるこども大綱を勘案して策定するものとされている。また、子ども・子育て支援事業計画を包含する形で、市のこども施策に係る総合的な計画として策定することができるとされていることから、本市において既存の第2期子ども・子育て支援事業計画の更新に合わせて、計画を拡充し、菊川市こども計画として新たに策定することとした。これにより、当初の予定を変更し、こども大綱の策定後に、こども大綱の内容に沿ったこども計画を策定するため、ア

ンケート調査を発注し、業務委託契約の一本化による事務の簡素化やコスト削減を図るものである。こども計画策定については、全国一斉に策定業務が動き出すことから、今回、受注者の取り合いになる可能性があるため、債務負担行為を設定し、年度内に業務委託契約を締結する。また、こども計画は非常に大きなボリュームとなるため、早期に着手し、国や県の動きを見ながらより良いこども計画を策定する。との答弁であった。

「給食材料費の高騰に対し、給食センター分の補正が出ており、給食センターを利用している園には対応があるが、給食センターを利用していない園についての補助はされているのか」との問いに、こども政策課においても当初予算の際、物価高騰の影響を7%と見込み、物価高騰対策緊急補助金の予算を計上し、5月までに各園に補助をしている。また、県独自で保育所に対し、給食の補助が行われていると承知している。それらを勘案すると、同等とは言えないが、補助量は足りているという判断をしている。との答弁であった。

教育文化部主たる質疑。

「給食運営費で、給食材料費補正額 1,802 万 1,000 円の算定方法は」との問いに、令和5年度の給食費の上昇分については、国の地方創生臨時交付金を活用した公費負担を行って、給食費の金額を据置きしている。当初予算において、材料費に係る物価高騰の影響を7%上昇すると見込んで計上したが、予想を超えて物価が上昇しており、高騰による影響を14%と見込んで補正を計上した。物価高騰率の14%については、毎月支払う賄い材料費を実食数で割り、1食当たりの金額に換算し、据え置いた給食費と比べて算出している。との答弁であった。

「市内小中学校全体の令和6年度の特別支援学級及び学級数増減予想の内訳は。また、各教室の改修状況、設備の補修、教室内の備品、ICT機器などの購入についても内訳の説明を（全てまとめた一覧表を提供願う）」との問いに、令和6年度に特別支援学級数が増えるのは、小笠東小学校、小笠北小学校、六郷小学校、堀之内小学校、岳洋中学校、菊川東中学校である。改修や備品購入で、岳洋中学校については備品を精査し、「なし」となっている。また、教室内の備品は、小学校、中学校とも各学校管理費として要求している。小笠北小学校は、特別支援学級が1クラス増えるが空き教室がなく、生徒会室及び第2音楽室の一部を普通教室に改修する工事を行う。その後、普通教室と特別支援学級教室の配置替え

を行う。堀之内小学校は、放課後児童クラブが設置されていた部屋で床や壁の一部が下地の状態であるため、少人数指導等で利用できるよう、壁、床の復旧工事を行う。岳洋中学校は、特別支援学級が1クラス増えるため空き教室を利用するが、空調機が未設置のため設置工事を行う。教室内の備品では、ホワイトボード、パーテーション、フロアケース、書類入れ、教師用机、椅子、教卓、配膳台などを購入する。ICT機器では、教室用デスクトップ端末、教職員用校務端末、大型提示装置を購入する。（別途、一覧表参照）ということですが、こちらはですね、教育福祉分科会の12月8日のフォルダに一覧表が入っておりますので、またそちらもご確認ください。との答弁であった。

「学校安全総合支援事業費、デジタルマップ上に通学路危険点検箇所を反映させる事業内容に変更した理由と具体的内容、各学校への周知方法を伺う」との問いに、当初は、市役所内のデジタルマップ上に通学路危険点検箇所を反映させ、かつ、印刷した地図を学校に配布する予定であった。今回、委託業者等と協議をし、市のホームページ上にあるきくのんマップへ通学路危険点検箇所を掲載することが可能となった。ホームページを見ることで、誰でも閲覧が可能になり、印刷した地図を学校へ提供する必要がなくなった。各校で年度当初に、通学路ごとに集まり通学路の危険箇所等の確認をしており、その中で子ども達にはホームページに掲載することを伝える。保護者には、年度初めのPTA総会、参観会等で周知する。との答弁であった。

自由討議。奥之谷地区のばっ気ブロワの修繕費について。

福祉課の人権・地域改善推進費のブロワの件、手続き上、非常に大事なことはないか。答弁では、市の財産なのか曖昧な部分があった。補正予算を議会として採決するに当たり、はっきりしておかなくてはならない。今後はそういうところははっきりして、予算も出してもらうことが大事ではないか。

財産台帳に記載がない市の財産が一つ確認された。ほかに漏れがないかチェックすべきではないか。

市の資産として、しっかりとしたものが出来上がっていない。今の財産台帳もそうだが、我々が確認できるのは、決算書に記載のある部分だけだ。公有財産があるのであればしっかりと表示をして管理をすべきだ。その管理に対して費用がかかるようであれば、かけていけばよい。

担当する部署を決めて、確実に管理を行うべきだ。ただ、今の時点で全てをチェックすることは無理だと感じる。何か制度化が必要ではないか。

管理するにあたり、専門知識のある部署が行うということも必要ではないか。

ホームページで固定資産一覧表は確認できるが、数が多くチェックするのは大変だ。小笠町時代からあった協定書か覚書かを基にしていると思うが、合併時にしっかりした見直しができていなかったのではないか。コミュニティプラントは更新するとなれば、莫大な費用がかかる。できれば個別で合併浄化槽を進めていくなど、今後どうしていくのか考える必要があるのではないか。

給食運営費、給食材料費の補正について。

給食材料費の補助について、負担をしている市民側から見ると、不公平感のないような形で予算を出すべきではないか。一方の課ではしっかりとした対応で補正を出し、もう一方の課ではあまり深く考えられていない。県の補助があるとはいえ、それでもまだ差があるようであれば、そこは公平感を持って対応するべきではないか。

やはり市から出している給食センターの話だけではなく、公平になるように考えてもらう必要があるのではないか。また今回、菊川市は値上げをせずにこれだけ補助を出してなんとか保護者負担が増えないようにしているということが、保護者に伝わっていないのではないか。この遣り繰りが伝わらずに、例えば来年度急に値上げするとなれば大騒ぎになる。この給食費の今の状況をしっかり保護者に伝えておくべきだ。以上となります。

○3 番坪井仲治副分科会長

報告が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。14 番松本委員お願いします。

○14 番松本正幸委員

14 番です。2 点ほど。自由討議でも問題になっております、人権地域改善推進費のほうなんですけど、これは昭和 58 年度、国の地域改善対策事業によって、奥之谷地区内に設置したコミュニティプラント、また運営は奥之谷全戸が対象となっている、奥之谷のし尿処理施設組合が管理しているということですが、本来の財産台帳の関係から行くと、国の事業でやっている以上は公の施設に当然なるわけでありますので、本来的にはコミュニティプラントと本館は、管理台帳に載っ

てこなければいけないと思うんですが。補正予算の計上の仕方に課題があるのではないかと私は思っています。なぜ、ここの中から修繕費で計上するのも疑問であります。本来ここにかかっている事業内容を見ますと、人権同和対策事業による住宅新築資金等の償還金徴収と人権に関する会議の参加、こういうものしかうたっていないんですね。ですので、なぜここに修繕費が入ってくるのか気になるのでありますので、そのところの関係について、今回この形で補正を許すのかどうなのかという問題が生じてくるのではないかと思いますので。そのところはどうか、最終的な判断として。今日採決を取りますよね。

○3 番坪井仲治副分科会長

はい、9 番小林教育福祉分科会長。

○9 番小林博文副委員長

委員会の中でも自由討議、質疑のなかでやり取りがありまして、市の資産の台帳に載っていないということになると、それに対して修繕費というのはどうなのかというところがありまして。載っていないのであれば載せるべきだし、載せた時点で、福祉課から施設自体の修繕費として出てくるというのは、事業として出てくるのでいいのかもしれませんが、さっきの自由討議にもありましたけど、しっかり管理していくべき。その辺も昭和 60 年に行政と覚書を交わしていて、小笠町とですね、小笠町と組合と。その内容を質疑の中で一部読み上げられたのですが、その辺を精査して、どのようなやり取りがされているのか確認する必要があるのかなということ。まずは資産台帳に載せて、覚書があるのであれば、今回の補正ではやむをえないのかなと。今後は、50 戸が利用しているということなので、これを更新するとなるとかなりの費用がかかるので、順次合併浄化増に変えていくのか、思い切ってみなさんである程度組み立てて更新するのか判断しなければならぬときが出てきますので、そういうところも今後は考えていただきたいとお願いはしております。これ、平尾とかいろいろなところ出てきていると思いますが、補正、今あった通り覚書があって、行政側が補修をするということであれば、補正はやらざるをえないのかなと。

○14 番松本正幸委員

はい、ありがとうございます。いいですか。60 年の 3 月の覚書の内容であります。共同下水処理を目的に、コミュニティプラントの施設と下水本管、こう

いったものは市有財産であると書かれているということですが、もしこれが管が破損したり修繕が必要になった場合、また管理等の改修が加わった場合については、当然市がかかわっていかなければできないということになると思うんですが、ただ予算付けの関係が少し課題があるのではないかと。出し方としてあまりにも、このところに載せておけばいいやという感じで。本来の事業として組んでいないというところに問題があるのではないかなと思いますので。今回はそういう形になるのかもしれませんが、予算の組み方として考えてほしいなと。

それともう一点。給食の関係で内田議員が質問しているんですが、小学校9校と中学校3校、幼稚園認定こども園4園の物価高騰による賄い材料費ということで補正が出されている。市内にはこれより他に保育所が4施設、認定こども園の7施設、それから認可外保育の施設5施設がありますよということで。当初予算を少し見させていただくと、3款2項1目に、保育事業の事業費の物価高騰対策緊急支援事業支援金として、655万7千円、この当初予算の計上があります。でするので、やはり給食センターで扱っている給食費の関係で、支援をしているなら、あくまでも補助でしょうが、満足いくような形での、いわゆる不公平感のないような形での予算の取り方、こういったものをやはり連携してやるべきではないかと。それこそ自由討議の中に書かれている通りだと思いますので、そのところもしっかりとやはり専門的な課を持っている部署については考えてほしいと感じましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

○9番小林博文副委員長

それこそ、松本議員のおっしゃるとおりで、自由討議等でもそういう内容でございまして、あった通り、市の給食センターは教育委員会に確認したところ、7%見込んだのが14%になったので、補正をだしました。内田議員から指摘されて、給食センターを使っていないところはどうなってますかと聞いたら、こども政策課に聞いてくださいとのことで。まさに縦割り、そこをあえて内田議員のほうで、こども政策課に確認したら、最初の7%を見込んで予算を出してありますと。その後のさらに上昇分については、県の補助がありますと。その辺については、教育委員会のほうからは給食センターに補助をあげますというやり取りもないし、園の方に足りているかということも確認はされていないようなので。その辺が温度差がある。ある程度こちらで補助が足りないと思ったら、他の園は大丈

夫かと考えて調整することもある必要ではないかと思ったんですが。そういうところも、お互いの課に聞くと、お互いにやっていますから、という言い方で。縦割りじゃないですけど、ちょっと。

エピソードを申し上げますと、この自由討議をあげたときに、こども政策課の方から、ちゃんと回答しているので、この自由討議はつらいということがあったのですが。この自由討議はあくまでも議員の主観ということで、載せさせていただきますということは伝えてありますので。

この辺は、一部があげたら他のところは大丈夫なのかということ、課間で共有していただきたいと思います。以上です。

○3 番坪井仲治副分科会長

この他に質疑はございますか。よろしいですか。それでは質疑を終了します。進行を小林副委員長にお返しします。

○9 番小林博文副委員長

以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、議会基本条例第 11 条第 2 項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。12 番織部光男委員。

○12 番織部光男委員

総務建設の自由討議の中にも出ていますけども、繰越明許費についてですね、多いということで、本来の趣旨を逸脱しているのではないかとと思われる項目もみられるんですけど。このことについてやはり一度議会として、項目が出ていますけど、契約はいつして、内容は、金額は出ていますけど。どうして年度内にできなかったのか、そういう理由付けまでしていただきたいと思います。私は思うんですが。

○9 番小林博文副委員長

15 番内田委員。

○15 番内田隆委員

15 番です。自由討議にも出てきているんですが、明許費をかけて、最高限度額とはいうものの、この最高限度額についての内容については何も触れられていないので。結局これで予算が認められたと思われることはちょっと厳しいのかなと。

基本的には単年度予算で執行が基本であることを前提として、明許でやることでスムーズに流れるということは構わないと思うんですけどね。ああいう大きいものをやるときは内容を出してもらいたいと思います。以上です。

○9 番小林博文副委員長

14 番松本委員。

○14 番松本正幸委員

債務負担行為の関係なんですけれども、やはり債務負担行為というものは、スムーズに予算が執行できるような体制がとれるような形でのことが前提であると思うことと、建設工事、請負の関係になるんですけれども、以前からいわゆる市役所の発注が遅いのではないかということの中で、小規模の建設事業者というのが、4月から6月までの間を遊んでいるような、仕事がないということは話をきいています。建設業界からの要望もあったという記憶はあるわけです。ですので、ある程度のものの債務負担行為をかけるもの、それから繰越明許で事業を送るもの、こういったものの必要性というのはあるかと思うんですよ。一番課題となっているものは、それこそ内田委員、それから織部委員の方から質疑がされておりますけれども、あまり説明がないというところ、まずいな。いわゆるデメリットのような気がするんですね。ですので、あえて私も繰越明許の算出根拠を捉えて質疑をしたんですが。本来改めて予算が、予算書の中で説明が加えられるということについて、そこでもし分からない場合については、質疑をする。そういった形にさせていただきたいと思っております。ですので、債務負担行為のときの説明もほどほどにさせていただいて、次期予算書で予算がとられるときにも、もし分からないことがあれば質疑をする。そういった形でやっていただきたいなと思います。単年度主義でありますので、当然予算そのものは予算書に反映されていかなければならないことになっていきますので、ぜひお願いをしたいと思います。以上です。

○9 番小林博文副委員長

繰越明許の方はですね、算出根拠は非常に重要なと。債務負担行為はこの12月にかかなりたくさんでできたので。確認したところ、普段2月に年度をまたいでやる事業は出していたんですが、わかるものは早く出すということになったそう。そこをいつ審査するんだということも委員会の中でも質問がありました。予

算にあがってくるので、しっかり審査しなければならないんですが。債務負担の関係で、このように出ていますと言われると、議会としてはつらいなあと。予算が出てきたときにしっかり審査することが重要であると。12 番織部光男委員。

○12 番織部光男委員

この債務負担行為というのはですね、やはり契約を年度内にして、支払いが翌年度に延びるというような、支出の約束になるわけです。やはりその繰越費もありますし、繰越免許費のこともありますし。この内訳を見ますと、100 万円以下のものが 37 分の 14 件あるんですね。委託費、そういう項目がかなりあります。契約には間違いはないんでしょうが、それを年度内に終わらせるということがされていないということの証明だと思うんですよ。私はそう考えます。あまりにも多い、これだけ多い原因は何なのか。そういったところの議論は、皆さんの意見を出してもらって。

○9 番小林博文副委員長

今その件言いましたけども、同じ契約を年度を越えてずっとしているところは、単年度会計が基本ですので、毎年契約しなければならない。その中で、4 月 5 月の分をどうするのかというところを、前もってこういう契約があるので、こういう金額で予定していますよとかけてくるので。2 月の定例会に出していたものが、さっき言った通り早く出せということですので、12 月にでてきている。金額の多い少ないは 4 月 5 月分ということですので、その辺はご理解いただきたい。今言ったとおり、予算が出たときにそのへんはしっかりご審議いただきたいと思います。その他どうでしょうか。15 番内田委員。

○15 番内田隆委員

15 番内田です。先ほどのブロワの件なんですが、一応僕らの横で読み上げられたので、そうでなくてどこでどうなっているのか確認して欲しいという話があった。大前提が、58 年に事業をやった時に、補助でやったのか、事業主体でやったのかでずいぶん違うんですよ。そこも何も言わずに、それで市の財産ですって口頭でしか伝わってないんですよ。もしこれで認めるなら、これが慣例では非常に困りますよという話。あくまで市有財産に対しては修繕費出せますけれども、そうでなければ基本的には補助金ですよというのが大原則です。本来市の財産である以上は、もし自治会へ貸し付けるのであれば、そのときに貸し付けた覚書と、

それに伴ってかかる費用についてもしっかりとしたものを作っておいてもらわないと。もっと詰めた話をする、もし市有財産であるなら、歳入をこちらに入れてもらって、自治会で運営するのでなくて、ある一定の部分をこちらから委託を出して、入りはこちらへ入れて下さいというのが筋だと思うんですよね。ですので、ここで修繕が終わったのでご苦労様でした、ではちょっとね。それではあまりにも審査から外れているのではないかと。そこはぜひ、このまま採決して進むなら、その辺は押さえてもらいたいと思います。

○9番小林博文副委員長

13番倉部委員。

○13番倉部光世委員

コミュニティプラントについてですが、平尾については設置条例とかあるんですけど、私の調べ方が悪いのかもしれないですが、条例にもこのコミュニティプラントの話は全然載っていない。財産台帳も調べてみたんですけど、どうやって調べても全然載っていない。市の財産としての扱いにかえられていないのかたというところで。福祉課の方々も、今までこうやってやってきたのでここに載せていますよくらいの認識にしか、お話聞いていて感じましたので。これははっきりしておかないと、壊れた、使えなくなって改修のときに責任問題になりかねませんので、しっかりと経緯と今後の対応はやっていただきたいと思います。以上です。

○9番小林博文副委員長

ありがとうございます。その他どうでしょうか。12番織部委員。

○12番織部光男委員

12番織部です。この債務負担行為の中の、一番金額がはるのは、7億6千万の小笠北認定こども園の建設費、工事になるわけですね。これをここで債務負担行為で認めているから、この規模に対する反対をどこでするかということになるんですね。ですから、この債務負担行為、全体の一般会計補正予算を反対しなければならないのかと。当初予算であれば修正予算を出します。補正予算であれば、修正予算を出せばいいのかということ、事務局にもお尋ねしたいんですが。私は小笠北幼稚園のこれだけのことに限っては、要するに規模に対する議論はなされているのか。議会として承認をしているのかどうかということが問題なんです。

よ。私はそれをいつやるのか。実際におおぞら認定こども園を民営化するという
ことを議会で議論したことはなかったですね。どこで議論すればよかったのか。
というのは反省点なんです。それを教育福祉でも、特別委員会でもいいんですけど、
やはりやるべきことをやっていないということ。そして北幼稚園の建設を認
めて、規模に対する議論をしたのかというところもまったくしていないわけです。おお
ぞら認定こども園についても、民営化することについて議会は関与していないと
思うんですよ。どこで議論をするのかというのをこの委員会でも明確にしてもら
いたい。

○9 番小林博文副委員長

おおぞら認定こども園の件は補正からちょっとはずれますが。委員会でも申し
上げました通り、この件につきましては、10 月の全協で、全議員に、たしか織部
光男議員も出席していたと思いますが。規模、形態、予算等の話は出ております。
債務負担が出てきたので、皆さん議論している通りで、しっかりした来年度の予
算がでるときに審議していただきたいと申し上げておりますので。来年の予算の
際にしっかり審議をしていただきたいと思います。

その他ございますか。

ちょっと外れましたけど、コミュニティプラントの件、その件についてもですね、
もう一度しっかり行政側に説明をしていただく。覚書等を見せていただいて、ど
ういう契約になっているのか確認して、今後どうしていくのかというところも確
認していく必要がありますので、それは福祉課というよりも部で確認した方がい
いのかもしれないですが。その辺も含めて話だけはしてみたいと思います。

12 番織部光男委員。

○12 番織部光男委員

12 番織部です。今委員長が全協で説明したというのはね、議決権はないわけでは
ないからね。全協というのは。

○9 番小林博文副委員長

議決権はないですが、今申し上げた通り、令和 6 年度予算に出てきますから、そ
こで審査をお願いしたいと思います。これは議決はしませんが、令和 6 年に出て
きますから、そこで審査をお願いします。

その他ございますか。よろしいでしょうか。

○9 番小林博文副委員長

以上で、自由討議を終わります。それでは、採決を行います。議案第 93 号令和 5 年度菊川市一般会計補正予算第 4 号は原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。はい。ありがとうございます。挙手多数。よって、議案第 93 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ただいまの審査の結果は 12 月 22 日の本会議にて報告させていただきます。なお、討論の通告締切は、12 月 21 日正午となります。これをもちまして、一般会計予算決算特別委員会を閉じたいと思います。

○18 落合議会事務局長

互礼をもって終了いたしますので、ご起立お願いいたします。相互に礼。おつかれさまでした。

閉会 午前 10 時 01 分